

【参 考】

平成30年4月1日 一部改正

【旧】（役員等の選出及び解任）

第十一条 ④本部役員を選出については、班長と副班長の互選により候補者を決定し、推薦者を総会に推薦する。

平成31年4月1日 一部改正【削除】

第十三条 ③本部役員等を選出するための選考委員会は、本会の会議とする。

細 則

第三章 役員及びその選出

(役員等の選出及び解任)

第十一条 ⑦に関する細則

- 1 互選会議招集及び議事進行については自治会長が行うものとする。
- 2 互選会議においては第十条に定める本部役員の各役職（会長・副会長・総務・会計及び副総務）を決めることとする。

会計監査役は当該年度（互選会議開催時）及びその前年度会計の二名がその職務を担うものとする。

- 3 本部役員決定後、併せて、第十条③の各担当部長を決めることとする。

(平成 30 年 8 月 2 5 日 8 月度定例会で決議)

第五章 会計

(会費)

第二十二條 細則

第五条④②に該当する場合（引越、自主退会、会員の死亡・失踪宣告）、会員、会員の同居人及び相続人が会費の返納の意思を表明したとき、前納した会費をその退会日の翌月分からの前納会費を返納するものとする。

(平成 30 年 5 月 26 日 5 月度定例会で決議)

(附則別表第一) 専門部会

部会名	事業内容
本部	自治会の運営全般を統括処理し、又各専門部会と協力してその事業を遅滞なく遂行する。
文化部	夏祭り等文化的行事及び教養娯楽等の催し物に関することを行う。
体育部	会員の健康維持及び親睦を図るためのスポーツ・レクリエーションを行う。
防犯部	防犯灯の新設・維持管理及び防犯に関する啓発活動並びに犯罪の発生を未然に防ぐための報告を行う。
防災部	防火・防災に対する点検指導及び防災訓練その他災害時の避難、誘導、情報収集及び救援活動に関することを行う。
交通部	交通安全の指導及び自治会内の標識・信号機の設置等交通安全に関するあらゆる対策事業を行う。
環境部	道路の補修・美化運動及び芥に関する収集場所の新設・維持管理その他の環境整備並びに自治会内の保健衛生に関することを行う。
福祉部	各種公的募金及び助け合い運動その他身体障害者協力物品販売等福祉に関する慈善事業を行う。
広報部	広報等各種資料の配布・回覧・掲示及び本会区域内の掲示板の維持管理を行う。

(附則) 第三十五条 本会の会則は、昭和四十八年四月一日よりこれを施行する。

昭和51年4月1日	一部改正
昭和54年4月1日	一部改正
昭和55年4月1日	一部改正
昭和56年4月1日	一部改正
昭和57年4月1日	一部改正
昭和58年4月1日	一部改正
昭和62年4月1日	一部改正
平成 3年4月1日	一部改正
平成 4年4月1日	一部改正
平成 5年4月1日	一部改正
平成11年4月1日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成13年4月1日	法人化に伴う全文改正
平成22年4月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正及びこれに伴い『本部役員選考に関する規定』を廃止とする
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正

第八章 改正

(会則の改正)

第三十四条 本会の会則を改正するときは、総会において全会員の三分の二以上の賛成を要する。

②前項の改正は速やかに相模原市長の認可を受けなければ発効しない。

(決算報告)

第二十九条 本会の決算は、会計が収支計算書及び資産目録等を作成し、会長がこれを会計監査に付さなければならない。

②会計が作成する前項の書類には、会計監査が署名押印することを要する。

③会計監査は、総会で決算及び資産に関する監査結果を報告する。

第六章 儀礼その他

(表彰)

第三十条 本会の会員又は構成員が社会的な功績をあげたときは、役員会の決定をもって会長が記念品と共にこれを表彰する。自治会に対し功労があった者も同様とする。

(弔慰及び見舞金)

第三十一条 本会の会員及び構成員には、次の弔慰金又は見舞金を贈る。

1 会員及び構成員が死亡したときは、金五千円也を香典とする。

2 削除

3 会員及び構成員が火災その他の災害に遭ったときは、その都度役員会で被害の状況に応じて見舞金額を決定する

②前項以外の事由が発生したときは、本部役員会の決定をもって対処する。

(返礼)

第三十二条 自治会名又は班名をもって金品の寄贈を受けたときは、返礼を全廃する。

第七章 自治会館

(自治会館の管理)

第三十三条 自治会館の使用及び管理・運営に関しては自治会館使用規定に依る。

(予算)

第二十五条 本会の予算は、毎年総会の承認を経なければならない。

②前項の規定に関わらず、当該年度の予算が総会において議決をされないときは、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準にして収入及び支出を行うことができる。

(資産の構成)

第二十六条 本会における資産は、次の各号の通りとする。又会計は、資産に関する会計帳簿を記録・管理しなければならない。

- 1 会計年度毎に会計が作成する財産目録記載の資産
- 2 会費
- 3 簡易保険の団体払込制度における割引額
- 4 各事業に伴う収入
- 5 資産から生じる果実
- 6 寄付金
- 7 その他の収入

(資産の管理及び処分)

第二十七条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

②本会の財産目録記載の資産を処分する場合は、全役員一致でこれを決し、総会において全会員の五分の四以上の承認を経なければならない。

③資産を担保に供する場合は、前項の規定を準用する。

(会計帳簿及び資産目録)

第二十八条 会計は、本会の収入及び支出並びに資産の現況を明らかにするため、その帳簿及び目録を整備しておかなければならない。

②会員が前項の帳簿及び目録の閲覧を請求したときは、会計はいつでも情報を公開し、閲覧に供しなければならない。

(特別委員会)

第二十条 会長は本会の運営に関し重要な問題が生じたときは、これを協議・検討するための特別委員会を設けることができる。但し、その結果については、総会に報告しなければならない。

②特別委員会においては、第十六条第一項の規定を準用し、これらの規定中「総会」とあるのは「特別委員会」と、「会員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(書類)

第二十一条 本会の事務所には、会則、会員名簿、法人の認可に関する書類、会計及び資産に関する書類、総会の議事録等その他本会の運営に必要な書類及び帳簿を備えておかなければならない。

第五章 会計

(会費)

第二十二条 会員は、会費として一か月五百円也を納めなければならない。但し、特別の事情のあるときは役員会でこれを免除する。

②新規に入会するときは、入会金千円也を徴収する。

③会費の徴収は原則として二か月毎に班長が行う。但し、会員が前納を申し出たときは、四か月分又は半年分若しくは一年分を領収することができる。

(会計年度)

第二十三条 本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年の三月三十一日までとする。

(運営費)

第二十四条 本会の運営に関する経費は、会費及び簡易保険の団体払込制度による割引額その他の収入をもってこれに当てる。但し、本会に対する金品の寄贈があった場合は、役員会に諮り その可否を決しなければならない。

り 総会に出席したものとみなすことができる。

③総会の議長は、出席者の中から互選をもって選出する。

(総会の議事録)

第十七条 総会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 日時及び場所
- 2 会員の現在数及び総会の出席者数（委任状を含む）
- 3 開催の目的、審議事項及び議決事項
- 4 議事の内容及びその結果
- 5 議長の選任に関する事項

②議事録には、議事録署名人（本部役員）及び議長が署名押印しなければならない。

(役員会)

第十八条 役員会は、第二章に定める事項の他、次の各号を協議する。

- 1 総会に付すべき事項
- 2 総会で議決した事項の執行に関する事項
- 3 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

②役員会においては、第十六条第一項の規定を準用し、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(本部役員会)

第十九条 会長は、必要に応じて本部役員会を招集して役員会に提出する議案を事前に審議し、その他本会の運営に関する一切の事項を協議する。

②本部役員会における議事は、全員一致をもって決する。

第四章 会議

(会議の種類)

第十三条 総会は、全会員をもって組織する最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会の二種とする。

②総会以外の会議は、役員会及び本部役員会その他必要に応じて会長が招集する特別委員会とする。

(総会の招集)

第十四条 定期総会は、原則として毎会計年度終了後一か月以内に会長が開催する。

②臨時総会は、役員会で必要と認めたとき及び会計監査による請求があったとき若しくは会議の目的を示して全会員の三分の一以上の請求があった場合に会長又は本部役員が開催しなければならない。

(総会の決議)

第十五条 総会は次の事項を承認及び議決する。

- 1 事業報告及び会計決算の承認に関する事項
- 2 自治会館等資産の運営管理に関する事項
- 3 予算の承認に関する事項
- 4 会則の改正に関する事項
- 5 会費の改定に関する事項
- 6 役員を選任に関する事項
- 7 その他役員会で必要と認めた事項

②前項の事項で緊急性を有し、やむを得ない事情のあるときは、役員会の決議をもってこれを執行することができる。但し、次の総会で承認を得なければならない。

(総会の成立要件他)

第十六条 総会は、全会員の過半数の出席をもって成立し、その議決については、出席者の過半数(委任状を含む)をもってこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

②会員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、委任状の提出によ

(役員等の選出及び解任)

第十一条 第十条に定める役員その他の者は、総会において会員の中からこれを選出する。但し、顧問は原則として前年度の会長が就任する。

②総会において出席者の五分の四以上の賛成をもって在任中の役員を解任できる。但し、別に定める規定に依る場合は、この限りではない。

③会計監査は、本部役員を兼任することができない。

④次年度本部役員を選出については、次年度班長・副班長及び自薦者の互選により候補者を決定し、推薦者を総会に推薦する。

⑤上記本部役員を選出の会議を互選会議と称し、10月に招集するものとする。

⑥自治会長は互選会議を招集する旨を、その開催日の1か月以上前に回覧等により会員に告知する。

⑦互選会議の内容は別途細則で定めることとする。

(役員等の任期)

第十二条 役員及び会計監査の任期については原則として一年（四月一日より三月三十一日まで）とする。但し、再任を妨げない。

②本部役員が欠けたときは、速やかに臨時総会において後任者を選出しなければならない。但し、選任された本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

③前項の場合においては前条第四項の規定を準用する。

④役員は、解任の場合を除き、任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員等)

第九条 本会には次の役員を置く。

- 1 本部役員 会長一名、副会長三名以内、総務一名、会計一名、副総務三名以内、顧問一名
- 2 常任委員（各専門部会担当者） 文化、体育、防災、防犯、福祉、環境、交通、広報各部長各一名 但し、部により増員することができる。

②長寿会、婦人部、子供会の代表者は、これを常任委員とする。

③第一項第二号の専門部会担当者たる常任委員は、当該年度の各班班長が兼任する。

④本会には、第一項に規定する者以外に本会の会計及び資産の状況並びに事業の適正な執行を監査するための会計監査二名をおく。

(役員等の職務)

第十条 本部役員及び顧問の職務は、次の各号の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する
- 3 総務は、本会の事業を管理し、事務全般を統括的に処理する
- 4 会計は、本会の出納事務を会計原則及び会計慣行に従って処理し、会計事務に必要な全ての書類を記録管理する
- 5 副総務は、本会の書記を司り、議事録その他一切の書類を作成・管理保存する
- 6 顧問は、必要に応じて会の運営に協力し、意見を述べることができる

②当該年度において班長に選出された者が本部役員に推されたときは、本部役員の職務を優先し、班長の任を免除する。

③前条第一項第二号に定める者は、附則別表第一に掲げる事業を遂行し、これを円滑に処理しなければならない。

④会計監査は、次の職務を行う。

- 1 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告すること
- 2 会計又は資産の状況若しくは事業の遂行に伴う会計処理について不正な事実を発見したときは、臨時総会の招集を請求し、これを総会に報告すること

⑤役員がその職務を執行するにあたり、本会会則に定めのないときは慣例により、慣例のないときは条理にしたがってこれを行う。

第二章 目的及び事業

(目的)

第六条 本会は、会員相互の親睦及び連絡、環境の整備、福祉の増進、福利厚生、防犯、防災並びに自治会館の維持管理等良好な地域社会の維持形成に資するための地域的共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第七条 本会は、前条の目的達成のため次の各事業を行う。

- 1 会員相互の親睦及び連絡と生活環境を改善するための事業
- 2 防犯及び防災並びに保健衛生若しくは福祉に関する事業
- 3 自治会館の運営及び維持管理に関する事業
- 4 簡易保険の保険料団体払込制度に伴う保険料払込団体の運営に関する事業
- 5 その他自治会の振興に必要な事業

②前条の目的を達成するため本会に各専門部会を置き、それぞれの専門部会は附則別表第一に定める当該事業を行う。

第三章 役員及びその選出

(班及び班長)

第八条 本会は第二章に規定する目的及び事業の効果的運営を期するため、区域を班別の地区に分割し、各班に班長及び副班長を置く。

②世帯の増減があった場合は、役員会に諮り、班の地区割りを変更することができる。但し、この変更は、総会の承認を得なければならない。

③班長及び副班長は、各班に属する会員の協議により選出し、その選出された者を毎年会長が委任する。

④班長及び副班長は、班の代表として会員の意思を役員会に反映させると共に、会務の連絡処理を担当する。

⑤副班長は、班長の業務を補佐する。

自治会法人 青葉二丁目自治会 会則

第一章 総則

(名称及び事務所)

第一条 本会は、「自治会法人 青葉二丁目自治会」と称する。

②本会の事務所は、相模原市青葉二丁目五番十二号に住所を有する青葉二丁目自治会館に置く。

(区域)

第二条 本会の区域は、相模原市青葉二丁目全域及び松が丘一丁目二十五番地の区域とする。

(構成員及び会員資格)

第三条 本会の構成員は、本会の区域に住所を有するすべての個人とする。

②本会の会員となれる者は、世帯主及びこれに準ずる者又は同居する家族を代表する者とする。

③本会の区域に店舗並びに事務所を有する者又はその代理人は、賛助会員とする。

(会員の権利義務)

第四条 本会の会員は、自治会活動において自由及び平等な権利を有し、互いに協力し合い、積極的に自治会活動に参加しなければならない。

(入会及び退会等)

第五条 第三条に規定する者より入会の申し込みがあったときは、本会は正当な理由なくこれを拒んではならない。

②会員が次の各号の一に該当した場合は、退会したものとみなす。

- 1 本会の区域に住所を有しなくなったとき
- 2 会員から退会届けが出されたとき

③会員が死亡又は失踪宣告を受けたときは、その資格を失う。但し、同居する構成員が継続の意思を表明したときは、この限りではない。